

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	子どものための教育・保育給付の支給事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三好市は、子どものための教育・保育給付の支給事務での特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

三好市長

## 公表日

令和3年9月10日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付の支給事務 基礎項目評価書
②事務の概要	就学前児童の保育の給付等に係る認定の申請を受け、保育の必要量を認定するとともに認定証等の交付を行う。また、認定期間中、定期的に認定こどもの「保護者の就労状況等の確認を行うなど認定管理を行う。 そのほか、地域型保育事業施設の入所選考や保育料の算定等や、施設事業者の管理及び給付費の支払管理業務を行う。
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、中間サーバー、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
支給認定情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第94項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	環境福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三好市役所子育て支援課 〒778-0004 三好市池田町シンマチ1474番地 電話番号 0883-72-7648
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三好市役所子育て支援課 〒778-0004 三好市池田町シンマチ1474番地 電話番号 0883-72-7648

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</span>
いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 500人以上 2) 500人未満</span>
いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 発生あり 2) 発生なし</span>

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

### Ⅳ リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 宮地 敏明	子育て支援課長 宮岡 浩司	事前	
平成31年3月27日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	子ども・子育て支援新制度事務	子どものための教育・保育給付の支給事務	事後	
平成31年3月27日	3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第94項	番号法第9条第1項 別表第一 第94項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条	事後	
平成31年3月27日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第116項	番号法第19条第7号 別表第二 第116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	事後	
平成31年3月27日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 宮岡 浩司	子育て支援課長	事後	様式変更のため
平成31年3月27日	7.特定個人の情報の開示・訂正・利用停止請求	電話番号 0883-72-6748	電話番号 0883-72-7648	事後	
平成31年3月27日	8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	電話番号 0883-72-6748	電話番号 0883-72-7648	事後	
平成31年3月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月30日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月30日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月27日	Ⅳリスク対策		項目の追加	事後	様式変更のため
令和2年3月6日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	
令和2年3月6日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	
令和3年9月10日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	番号法第19条第8号 別表第二 第116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	事後	

